

子どもの患者さんの権利

当院は、「公益社団法人日本小児科学会 医療における子ども憲章」の精神を踏まえ子どもの患者さんの権利を十分守り最良の医療を提供することを旨とします。

1. 【ひとりの人間として尊重される権利】

病気や障害、年齢に関係なく、一人の人間として大切にされ、自分らしく生きる権利を持っています。

2. 【「最善の利益」が優先される権利】

自分に関わる事が決められる際、何が「一番良いことか」を第一に考えてもらう権利があります。

3. 【安心・安全な環境でケアを受ける権利】

いつでも自分らしく健やかでいられるよう、安心・安全な環境で生活し、支えられる権利を持っています。

4. 【家族など大切な人といっしょにいる権利】

医療を受けるとき、お父さんやお母さん、またはそれに代わる大切な人たちと、できる限り一緒に過ごすことができます。

5. 【情報を知り、意見を伝える権利】

自分の健康に関する情報をわかりやすい方法で説明を受け、自分の意思や意見を伝えることができます。

6. 【納得できる説明を受ける権利】

希望通りにならない場合、なぜそうなったのか納得できるまで理由を説明してもらう機会があります。

7. 【差別や苦痛から守られる権利】

いかなる理由でも差別されず、心や体を傷つけるあらゆる行為(説明のない処置等を含む)から守られます。

8. 【プライバシーが守られる権利】

体や病気のことは自分だけの大切な情報であり、勝手に誰かに言われたいよう守られます。

9. 【学び、遊び、成長する権利】

入院中や災害時であっても、年齢や症状に合わせて遊び、学ぶことができます。

10. 【専門的な質の高い医療を受ける権利】

十分な訓練を受け、専門的な技術を持ったスタッフから治療とケアを受けることができます。

11. 【将来にわたって継続的に支えられる権利】

今だけでなく、将来にわたって継続的に医療やケアを受け、社会の中で支えてもらう権利があります。